

宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査  
及び請負業者選定要領

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、宇部市水道局建設工事等請負業者選定要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「選定要綱」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に定める建設工事における配水管布設工事の入札に参加しようとする請負業者の資格審査及び請負業者選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において「配水管布設工事」とは、新設，改良等のための配水管等の布設，移設，修繕及び撤去の工事並びに弁栓類の設置工事（特殊な技術を要する大規模工事を除く。）をいう。

（入札参加の資格要件）

第 3 条 配水管布設工事入札参加者の資格は次の各号のとおりとする。

- （1）選定要綱第 3 条の規定により水道施設工事として建設工事等競争入札参加資格者に認定されたものであること。
- （2）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による水道施設工事の許可を受け、法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の総合評定値を有すること。
- （3）宇部市水道局指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- （4）公益社団法人日本水道協会又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会の「配水管技能者名簿」に登録された技術者を雇用していること。
- （5）配水管接続等に必要な資機材を保有しているものであること。
- （6）宇部市内に本店（建設業法上の主たる営業所が本店であること）を有しているものであること。

（資格審査）

第 4 条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、入札参加資格者の審査（以下「資格審査」という。）を 2 年に 1 回定期に行うものとする。ただし、定期以外にも随時行うことができるものとする。

2 管理者は、別表に掲げる客観点数及び発注者点数を総合的に勘案して、第 9 条の総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事

高の順)に順位を付して入札参加資格を認定するとともに、原則として、請負設計金額に対応する等級の区分(以下「等級区分」という。)を定め、等級区分のいずれかに格付をするものとする。

(資格審査の申請等)

第5条 管理者は、入札参加の資格審査を受けようとする者に、次に掲げる期間内に配水管布設工事入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出させるものとする。

(1) 定期の資格審査にあつては、原則として、当該審査の申請をする年の2月15日から3月15日までの期間

(2) 随時の資格審査にあつては、期間は定めないものとする。

(申請書の添付書類)

第6条 申請書に添付する書類は、別に定めるものとする。

(入札参加資格者の登録)

第7条 管理者は、資格審査の結果、入札参加資格があると認定したときは、申請書を提出した請負業者を配水管布設工事競争入札参加資格者名簿(様式第1号)に登録するものとする。

(等級区分及び格付の方法)

第8条 管理者は、第4条第2項の規定により、次の表のとおり等級区分を定めるものとする。

配水管布設工事	
等級	請負設計金額
A級	30,000千円以上
B級	20,000千円以上 45,000千円未満
C級	10,000千円以上 30,000千円未満
D級	20,000千円未満
E級	10,000千円未満

2 第4条第2項の格付は、次条の総合点数及び別に定める基準に従い行うものとする。

3 格付の昇級又は降級は、1等級を限度とするものとする。

4 新規に入札参加資格の認定を受けた場合は、等級の最下位に格付をするものとする。

5 法第27条の23第1項の規定により経営事項審査の申請をする日の直前2年の営業年度において、元請完成工事高がない請負業者については、従前の等級より上位の等級に格付をしないものとする。

(総合点数)

第9条 総合点数は、次の算式により算出するものとする。この場合において、当該算式中の用語に係る点数は、別表に掲げる方法により求めるものとする。

総合点数 = 客観点数 + 発注者点数

$$\text{発注者点数} = \text{客観点数} \times \left( \frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right)$$

+ その他の項目に係る評点の合計

(注) 発注者点数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

(入札参加資格の有効期間)

第10条 第4条第2項の規定により認定した入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日から次の定期の資格審査に基づく入札参加資格の認定の前日までとする。

(審査結果の通知)

第11条 管理者は、定期の資格審査の結果にあつては、配水管布設工事競争入札参加資格審査結果通知書(様式第2号)及び配水管布設工事競争入札参加資格審査等級格付結果通知書(様式第2-1号)により、随時の資格審査の結果にあつては、配水管布設工事競争入札参加資格審査及び等級格付結果通知書(様式第2-2号)により、申請書を提出した請負業者に通知するものとする。

(変更の届出)

第12条 管理者は、第7条の規定により配水管布設工事競争入札参加資格者名簿に登録した請負業者(以下「有資格業者」という。)に、次の各号のいずれかについて変更があつたときは、当該有資格業者に速やかにその旨を届け出させるものとする。

(1) 主たる営業所の所在地

(2) 商号又は名称

(3) 法人である場合においては、代表者の役職名又は氏名、個人である場合においては、その者の氏名

(4) 配水管布設工事従事者名簿

(入札参加資格の承継)

第13条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合で、その承継人が引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に許可(登録)を受けた後、速やかに配水管布設工事競争入札参加資格承継承認申請書(様式第3号)を、経営事項引継書(様式第4号)及び別に定める書類を添えて提出するものとする。

(1) 個人が死亡したとき その相続人

- (2) 個人が法人を設立したとき その法人
- (3) 個人又は法人が廃業したとき その営業を譲り受けた者
- (4) 法人が合併したとき 合併後存続する法人又は合併によって成立した法人
- (5) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したとき その企業組合又は協業組合

(廃業等の届出)

第14条 管理者は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に速やかにその旨を届け出させるものとする。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が解散したとき その破産管財人又は清算人
- (4) 廃業したとき 本人又は役員

(入札参加資格の取消し等)

第15条 管理者は、前条の規定による届出があったとき又は第3条第1号から第6号までに規定する資格要件のいずれか1つでも該当しなくなったとき若しくは不正の手段により有資格業者となったときは、認定した入札参加資格を取り消し、又は格付の降級をするものとする。

2 管理者は、前項の規定により、入札参加資格を取り消したときは、配水管布設工事競争入札参加資格認定取消通知書(様式第5号)により、格付の降級をしたときは、等級変更通知書(様式第6号)により、当該有資格業者又は前条各号に掲げる者にその旨を通知するものとする。

(指名基準)

第16条 管理者は、有資格業者のうちから、指名競争入札参加者の指名を行わなければならない。

2 前項の指名は、有資格業者を第4条第2項の規定により格付をした場合にあつては、等級区分に従い行うものとする。ただし、当該格付をした有資格業者の数が少数である場合その他管理者が特に必要があると認めた場合には、第17条の指名人数の3分の1を超えない範囲において直近の上位又は下位の等級に格付をされた者のうちから指名することができる。

3 次に掲げる場合においては、前項の規定を適用しないものとする。

- (1) 特殊な技術又は機械等を必要とする建設工事等の入札を行う場合
- (2) その他管理者が特殊な事情があると認める場合

4 管理者は、指名競争入札参加者の指名に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏らないようにしなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 審査基準日（資格審査の申請をさせる年の1月1日をいう。以下同じ。）以降における経営状況

(3) 審査基準日以降における工事成績

(4) 当該工事又は業務に対する地理的条件

(5) 手持工事又は手持業務の状況

(6) 当該工事又は業務の施行における技術的適否

(7) 審査基準日以降における安全管理

(8) 審査基準日以降における労働福祉の状況

(9) 災害復旧等への対応状況

(入札参加者の指名人数)

第17条 入札参加者の指名人数は、次の表に定めるところによるものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

請負設計金額	指名人数
30,000千円以上	7人以上
30,000千円未満	6人以上

(共同企業体等の特例)

第18条 有資格業者は、管理者が別に定めるところにより、共同企業体を結成して特定の建設工事に係る入札に参加することができる。

2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、法第3条の規定により許可を受け、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものは、管理者が別に定めるところにより、入札に参加することができる。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(宇部市上下水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領の廃止)

2 宇部市上下水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領(平成26年上下水道局要領)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行前に宇部市上下水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(工事成績評点の付与に関する経過措置)

- 2 令和5年度及び令和6年度中の資格審査における別表(第4条、第9条関係)中、発注者点数の1工事成績は、入札参加資格審査申請日の属する年度の直前3年度の平均工事成績評点に対応する工事成績評点を付与する。